「明治日本の産業革命遺産」県内構成資産プロモーション促進事業業務委託 企画提案実施要領

1 業務の目的

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」は本年7月に登録10周年の節目を迎えたことから、一層の認知度向上及び機運醸成を図るため、本県3つの構成資産の価値や魅力を分かりやすく伝え、県内外のより多くの人の興味・関心を掘り起こし、誘客促進につなげる。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

「明治日本の産業革命遺産」県内構成資産プロモーション促進事業業務委託

(2) 業務内容

「明治日本の産業革命遺産」県内構成資産プロモーション促進事業業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月31日(火)

3 選定方法

企画提案方式

4 企画提案に係る参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体、観光団体等の実施する事業において同種の受託実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除 措置の対象となる法人等」に該当する者

5 提案限度額

- 2,013千円(消費税及び地方消費税を含む)
- ※ 但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示す ためのものであることに留意すること。

6 委託契約に係る今後のスケジュール

(1) 質問書提出期限 令和7年11月5日(水)午後5時まで(必着)

(2) 質問に対する回答 11月7日(金) ※E-mail にて回答

(3) 企画提案参加申込書提出期限 11月14日(金)午後5時まで(必着)

(4) 企画提案書等提出期限 11月21日(金)午後5時まで(必着)

(5) 選定結果通知 12 月上旬予定

(6) 契約内容協議・締結 選考結果通知後、速やかに実施

7 企画提案に係る質問と回答について

別添様式1 により、11 月 5 日(水)午後 5 時までに E-mail にて提出すること。 質問に対する回答は、11 月 7 日(金)までに、参加表明者全員に E-mail にて回答する。

8 企画提案参加申込

別添<mark>様式2</mark>により, E-mail で, 件名に「参加申込書」と記載の上, <u>11 月 14 日(金)</u> <u>午後 5 時まで</u>に提出すること。

提出後に辞退する場合は、別添<mark>様式3</mark>により、E-mailで、件名に「辞退届」と記載の上、速やかに提出すること。

なお、別添様式2の提出がされた後、11月21日(金)午後5時までに下記9の企画提案書等が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

9 企画提案書等提出

(1) 企画提案書

別添様式4に、次の内容を掲載した企画提案書(任意様式)を添付したもの一式のPDFデータを、E-mailで、件名に「企画提案書」と記載の上、11月21日(金)午後5時までに提出すること。

- ・実施する事業の概要
- ・実施スケジュール, 実施体制図
- ・提案内容(実施しようとする具体的内容)
- (2) 参考見積書

次の項目を記載した任意の様式により、上記(1)と併せて提出すること。

- ・各席三項目の単価並びに数量等の内訳
- ・見積書発行責任者及び担当者の役職名,氏名,連絡先

※正式な見積については、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

(3) 暴力団排除措置に係る関係書類

鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登載されていない応募者については、別添様式5により上記(1)と併せて提出すること。

- (4) 提出の条件
 - ア 企画提案書による提案は1者につき1案に限る。
 - イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
 - ウ 企画提案書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。

10 選定方法及び選定結果について

(1) 審查・選定方法

提出された企画提案書について、書面審査による総合的な評価を行った上で、最も 内容が優れた者(最優秀提案者)を本委託事業の契約相手方の候補者とする。なお、 審査に際し、確認を要する場合には、企画内容等について問合せを行う。

(2) 選定結果

選定結果は、すべての提案者に対して書面により通知する。

11 契約について

選考で最優秀提案者に決定した事業者は、委託者が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書に基づき、双方協議の上で契約を締結するものとする。

(1) 事業内容

原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて委託者との協議により提案 された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 委託金額

事業内容を修正した場合においても、上記5の提案限度額を上限とする。

(3) 業務の再委託

委託契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

12 その他

- (1) 提出された企画提案書,審査内容及び審査経過については公表しない。また,選定結果に対する異議申立は認めない。
- (2) 企画提案に係る提出書類は、提案者に無断で審査目的以外には使用しないが、審査 に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。

13 書類等の提出・お問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県観光・文化スポーツ部文化振興課世界文化遺産室(担当:松尾)

電話:099-286-2363 FAX:099-286-5590

E-mail: sekaibunka2@pref.kagoshima.lg.jp